

【女性職員の活躍の推進に関する行動計画】

# 特定事業主行動計画

(H28～H32前期計画)

沼田市役所

## 沼田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日  
沼田市市長  
沼田市議会議長  
沼田市選挙管理委員会  
沼田市代表監査委員  
沼田市公平委員会  
沼田市農業委員会  
沼田市教育委員会

沼田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、沼田市長、沼田市議会議長、沼田市選挙管理委員会、沼田市代表監査委員、沼田市公平委員会、沼田市農業委員会、沼田市教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

なお、沼田市では、各特定事業主の人事管理が一体的になされていることから、本計画を連名で策定をする。

### 1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「沼田市人材育成検討委員会」において、沼田市職員の人材育成の推進とともに、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、沼田市長、沼田市議会議長、

沼田市選挙管理委員会、沼田市代表監査委員、沼田市公平委員会、沼田市農業委員会、沼田市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

そこで、当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、沼田市長、沼田市議会議長、沼田市選挙管理委員会、沼田市代表監査委員、沼田市公平委員会、沼田市農業委員会、沼田市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った結果として、最も大きな課題に対応するものから順に掲げ、各特定事業主の共通目標としている。

また、本計画の期間及び数値目標については、本市における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援及びこれまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画である「沼田市第3次男女共同参画計画」（平成28年3月策定）と一体的なものとして推進するため、同計画と同様とする。

**(1) 管理的地位（課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合**

平成32年度までに、管理的地位（課長級以上）にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績（10.8%）より9.2%以上引き上げ、20%以上とする。

**(2) 各役職段階（課長補佐及び係長）にある職員に占める女性職員の割合**

平成32年度までに、各役職段階（課長補佐及び係長）にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績（23.1%）より1.9%以上引き上げ、25%以上を数値目標とする。

**(3) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間**

平成27年中における女性対象者の育児休業取得者は100%であるが、男性対象者の育児休業取得は0%である。そこで、平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を、10%以上とする。

(4) 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

平成 27 年中における男性職員の配偶者出産休暇の取得実績は 83.3%である。そこで、平成 32 年度までに配偶者出産休暇の取得目標を 90%以上とする。

また、育児参加のための休暇取得割合については、平成 27 年中の実績が 0%であることから、取得推進に向けた取り組みを行う。

(5) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女差異）

一般事務職の平均継続勤務年数の差異について、平成 27 年度実績が 3.88 年であることから、平成 32 年度までに 0.88 年以上縮減し、3 年以下とする。

#### **4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期**

3の「女性職員の活躍の推進に向けた数値目標」で掲げた数値目標及びその他女性職員の活躍の推進に向け、次に掲げる取組を平成32年度までに実施する。

なお、この取組は、沼田市長、沼田市議会議長、沼田市選挙管理委員会、沼田市代表監査委員、沼田市公平委員会、沼田市農業委員会、沼田市教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、課題として対応するものを掲げるものとする。

- (1) 平成28年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行うため、女性職員のみを対象とする研修を実施するとともに、外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- (2) 平成28年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、次の取組みを実施する。
  - ア 育児休業の周知
    - ① 育児休業制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。
    - ② 育児休業中の経済的な支援等について情報提供を行う。
  - イ 育児休業を取得しやすい雰囲気醸成
    - ① 3歳未満の子を養育する男性職員を対象に、市民を対象とした育児教室への参加を促す。
    - ② 職員から出産予定の報告があったときは、各職場において業務遂行の工夫等を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の醸成に努める。
    - ③ 定期的に育児休業等の制度についての情報提供を行い、職場における制度趣旨の普及に努める。